

南海地震条例づくり 項目別検討表

場所		大津波から逃げる / 地震発生時 / B-2-1 「自らの身を守る」
日時		

	主体					
	自助(県民・事業所など)		共助(自主防災組織・ボランティアなど)		公助(県・関係団体など)	
	誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか
備えの段階	県民	<ul style="list-style-type: none"> ○津波による浸水地区かどうかの確認をする ○自主防災組織へ参加する ○避難場所とするところには、緊急連絡用の電話等を備える 	自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ○地域のコンクリート民間施設への一次避難所の決定 ○自力避難困難者のために、該当家庭に対し、避難用リヤカーを備えることを推奨する ○避難路閉塞マップ(家屋、ブロック塀、自販機) ○廃屋を撤去する ○避難通路上の危険物(違法駐車等)撤去する等して、避難通路を確保する 	市町村 県・市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○居住地域外の人、旅行者等にも分かりやすい統一した基準の避難誘導ルートの作成・提示 ○連携した情報(浸水予測等)の周知 ○迅速な避難についての啓発
	県民	<ul style="list-style-type: none"> ○避難訓練に参加する(B-1-3) ○ライフライン全滅時を想定した夜間避難訓練を行う(B-1-3) ○避難通路のブロック塀から植栽へ変換する(B-1-2) ○重い家具の撤去・金具を取り付ける(A-1-3) ○古い木造家屋に対する耐震診断を義務化する(A-1-1) ○飲み水を確保する(G-1-1) ○ガスボンベ上部遮断弁への換装(津波では耐圧ホースも破断のおそれ)(B-1-4) ○非常持ち出し品の準備(B-1-4) ○避難ルート・避難場所を確認する(B-1-2) ○ビル所有者等は、避難場所としてのビル開放に協力する(B-1-2) 	自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の祭り、体育祭、その他清掃作業への協力(I-1-1) ○津波避難計画、ハザードマップづくり(一般の道路は、水没する可能性があるため、避難可能な道路・通路をはっきり指示する)(B-1-1) ○津波避難訓練の実施(特に夜間の避難訓練を実施する)(B-1-3) 	県・市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○職員への防災教育・専門職員の養成(I-1-2) ○ボランティアコーディネーターの養成(G-3-8) ○避難路・避難場所の確保(B-1-2) ○津波避難訓練の支援(B-1-3) ○津波避難場所への夜間照明の設置(B-1-2) ○避難場所として、公共施設だけでなく、ホテル・マンション・ビル等にも協力を依頼(B-1-2) ○地震協力施設としてステッカー等明示する(B-1-2) ○避難路の落橋、地滑りマップ(B-1-1)
	居住者、滞在者等 県民	<ul style="list-style-type: none"> ○高台その他の津波被害の発生が予想される区域以外の場所へ直ちに避難する ○高台に避難した後は、安全が確認できるまではその場所にとどまる ○隣組の人と声を掛け合って避難する ○情報収集を行う ○自家用車の使用禁止。ガソリン等燃料の補給禁止 ●津波浸水地域では、揺れたらすぐ高台へ(E-2-1) 	自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ○地域で協力して高台等への避難を行う ○避難場所・庫の備蓄の内容、量を確認する ○状況が許し可能であれば要救護者をリヤカーに乗せ一緒に避難する ○安全な場所への誘導を行う(向こう三軒両隣の家族の把握、特に要救護者の把握) 	県・市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集を行い、県民への情報伝達を行う(テレビ、ラジオや有線放送等を使い、どういつ対応をすればよいかを伝える) ○情報の一元化と公表体制を確立する ○報道体制の指導をする ○情報伝達手段、情報弱者対策 ○津波による液状化・水圧対策
地震発生時	県民	○トリアージへの協力(E-3-3)			県・市町村	○情報コーディネーター(国出先・自衛隊へ)等のコーディネート(E-3-2)
	県民	○トリアージへの協力義務(E-3-3) ○損傷家屋への立ち入り規制協力(禁止、一時)(A-3-1) ○避難場所における生活の協力(G-3-1)	自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪対策(G-3-7) ○ボランティア団体との協力・協働(G-3-8) ○行政の行う応急・復旧に協力する(H-3-1) 	海保・海自 県・市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○死傷者数の把握 ○孤立集落への支援(F-3-2) ○防疫(G-3-3) ○災害廃棄物対策(H-3-1)
応急・復旧段階	県民	○新しい町づくりへの協力義務(道路拡幅、公園化等)(H-4-1)	自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ○新しい防災都市づくりへの協力(プランニング)(H-4-1) ○行政の復興計画に協力する(H-4-1) 		○事前の町作りビジョンの提案(H-4-1)
復興段階	県民					